

令和3年度 第2回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和3年12月7日(火) 午後1時から午後4時まで	
開催場所	南あわじ市役所 本館4階 委員会室	
出席委員(職業)	委員長 滝 明良(元公正取引委員会 九州事務所長) 委員 潮崎 征功(公認会計士) 委員 富本 和路(弁護士)	
事務局出席者	木田総務企画部長 田村財務課長 安富係長(財務課) 榎本主査(財務課)	
関係課出席者	[水産振興課] 庄田係長、木場主査 [危機管理課] 藤原課長、奈良係長 [農地整備課] 前田課長、宮本主任、島田主任 [建設課] 土井課長、彦坂係長 [税務課] 中村課長、助嶋係長 [環境課] 堀課長、清水係長	
議事概要	1. 開会 委員長職務代理あいさつ 2. 抽出期間における入札概要について 審議対象期間における入札及び契約状況の報告 3. 議事案件 抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 1. 南あわじ市新火葬場火葬炉設備工事に係る契約について 2. 次回委員会開催日程について ※詳細については、別紙 会議録のとおり 5. 閉会	
審議対象期間	令和3年4月1日から令和3年8月31日まで	
制限付一般競争入札	1件	対象件数 7件
公募型一般競争入札	件	
指名競争入札	4件	
随意契約	2件	
委員会からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問 別紙 会議録のとおり	回答等 別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

令和3年度 第2回入札監視委員会議事案件一覧

審議順

	入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	4月1日 (審査会承認日)	水産振興課	随意契約	漁管第3-3号	令和3年度 浮体式多目的公園 老朽化対策工事実施設計委託業務	設計額が高額であるが、見積競争等を採らずに1者随意契約となった理由。
2	4月19日	水産振興課	指名競争入札	漁単第3-1号	【市単独事業】松帆慶野沖 覆砂工事	最低制限価格と同一価格での落札となっている理由。
3	5月21日	危機管理課	指名競争入札	南あ防災第3-11号	令和3年度 避難所用簡易ベッド購入	比較的単純な購入だと想定されるが、不落になった理由。
4	7月7日	農地整備課	制限付一般競争入札	農耕第3-1号	耕作条件改善工事(新田その1-2)	最低制限価格と同一価格での落札となっている理由。
5	8月26日	建設課	指名競争入札	単補第2号	三原川堤防線舗装修繕工事	不調となった理由。
6	4月1日 (審査会承認日)	税務課	随意契約	-	固定資産評価業務	1者随意契約となった理由。
7	4月19日	環境課	指名競争入札	環境産廃第3-1号	令和3年度 南あわじ市産業廃棄物最終処分場水質検査業務	落札率が29.76%と非常に低い理由。

令和3年度 第2回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

1 抽出期間における入札概要について

入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) ありがとうございます。こちらの内容について何かありますでしょうか。
なければ個別案件に移らせていただきます。

2 議事案件

1. 令和3年度 浮体式多目的公園 老朽化対策工事実施設計委託業務（水産振興課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) 予定価格が 1200 万円超ということですが、先ほど事務局からも説明がありましたように、この業者が過去にもメガフロートに関連したことがあるとか、意図伝達業務が省略できるという理由から随意契約をされているとのことでした。それを踏まえてお伺いしたいのですが、本件の受注者以外で類似業務をされている業者はあるのか、あるとしたらどの程度あるのか確認させてください。

(担当課 1) 同様の業務をしている業者について、淡路島内に限らず、関西エリア・日本全国と目を広げれば、同様の業務を行っている業者はあるかと思います。同じような港湾工事や海岸工事等、海にかかる設計業務を行っている業者さんは他にも多々ございます。

(委員 1) ありがとうございます。業者が多くある中で、説明にあった過去の経緯等が理由で 1 者随意契約となった、と理解してよろしいでしょうか。

(担当課 1) はい。

(委員 1) 今回見積を取る際に、複数業者から見積を取っているのでしょうか。

(担当課 1) 今回の業務にあたっては、受注者以外への見積依頼というのは特にしていません。その理由として、今回の実施設計業務は、令和元年度の「老朽化診断ならびに対策工事費算定業務」、令和 2 年度の「機能保全計画策定業務」に基づいた実施設計業務となります。そのため、他の業者に見積依頼

するにとしては特殊な内容でしたので、過去の計画や現場を熟知されている1者で選定させていただきました。

(委員 1) 見積を取る段階から、他の業者に依頼するより今回の受注者に依頼した方が円滑に進むということでしょうか。

(担当課 1) そのように判断しました。

(委員 1) はい。私からは以上です。

(委員 2) それでは質問させていただきます。「メガフロートあり方検討会」で方向性を決めたということですが、今回の事業以外にも様々な事業を実施しているかと思えます。その際の業者選定は競争入札などもされているのでしょうか。今回議題に上がっている事業に関しては特殊性があり1者随意契約という判断に至っていますが、他の事業に関しては競争入札を採用するなどして、本件の受注者以外にも発注されているのかお聞かせください。

(担当課 1) 確認ですが、メガフロートに限らず他の事業にあたっての業者選定について、というご質問でよろしいでしょうか。

(委員 2) はい。御課での事業全体に関してということで結構です。

(担当課 1) はい。その他の水産振興課で実施している事業については、主に漁港施設関連のものがあります。近い所では沼島汽船発着場の浮棧橋工事等がありました。これらは競争入札で業者選定しております。

(委員 2) それは、積算業務や設計業務といった、コンサル業務での業者選定ということでしょうか。

(担当課 1) 主に機能保全計画の策定業務と実施設計業務になります。

(委員 2) 効率性と馴れ合いの観点からお話をさせていただきます。効率性と馴れ合いはトレードオフの関係となります。同じ業者に発注すると効率性は良いが、デメリットとして馴れ合いが生じてしまうこととなります。そうした観点から、上場企業の監査制度ではローテーション制度を採用しており、7年に1度は監査責任者を入れ替えることとされています。これを踏まえますと、ずっと1者随意契約するのではなく、一定のルールを設けて変更を検討するタイミングがあってもいいのではないかと考えます。過去の経緯の説明からすると、今回の業者とは20年来の付き合いとのことで、少し長い印象を受けますがそのあたりはどうお考えでしょうか。

(担当課 1) 一連の老朽化診断、対策工事、長寿命化計画の策定業務、実施設計によって、施設の概要と状況は一通り判断できたと言えます。今回の計画をベー

【市単独事業】松帆慶野沖 覆砂工事（水産振興課）

スに、今後は色々な業者への発注の可能性を、前向きに検討していきたいと思っています。

(委員長) 平成 13 年から当該業者が継続的に色々な業務に関与しているので、効率が良いという話でした。平成 13 年に最初に設計業務を受注した時の発注形式はどのようなものだったのでしょうか。

(担当課 1) すみません。当時の資料を確認してみないことには、どういう根拠を持って業者決定したのか今はわかりかねます。またそのあたりを調べさせていただきたいと思います。

(委員長) 分かりました。

(委員 1) 仮定の話にはなりますが、補修とか修繕とか点検ではなくて、メガフロートを撤去のうえ新設するとなった場合には、どのような業者選定方式をとることになるのでしょうか。

(担当課 1) 規模にもよるかと思いますが、もし改めて設置という形になれば、これまでの業務に縛られない、通常の業者選定というのを第一に検討するべきだと思います。

(委員 2) 業者を変更することはデメリットもありますが、業者が変わることによって、これまで気づかなかった視点からの指摘や新たな方法・知識を得られる機会ともなります。タイミングを見て、変更の検討もされるとよいかと思います。

(事務局 1) 平成 13 年の業者選定方法については、確認して報告させていただきます。

(委員長) よろしく申し上げます。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

2. 【市単独事業】松帆慶野沖 覆砂工事（水産振興課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) 結果的に最低制限価格と同額での落札となっていますが、最低制限価格と同額というのがあり得ることなのか、何か考えられる理由があれば教えてくださいいただけますか。

(担当課 2) 本工事の積算につきましては、兵庫県の積算基準書の歩掛と、業者の参考見積を基に設計させていただきました。また、入札時に参加業者から見積によって決定した単価の提示に関する質問があり、参考見積提供業者から提示の了承を得たためこれを公表しています。さらに、共通仮設費等の諸

令和3年度 避難所用簡易ベッド購入（危機管理課）

経費も洲本土木事務所で閲覧できるため、予定価格を正確に出して、そこから最低制限価格を計算することは可能だと思います。

(委員 1) 設計段階で取った参考見積は、一般に公表したということでしょうか。

(担当課 2) 公表の方法としては、入札で指名した業者全てに、質問に対する回答書としてファックスをお送りしています。届いた場合は受領書を返信するように依頼しており、全業者から受領書の返信がありましたので、入札参加者全てに公表ができたと考えております。

(委員 1) 指名業者全てがその金額を前提に入札をしている、ということでしょうか。

(担当課 2) はい、その通りです。

(委員 2) 以前の資料として、昨年1年間で最低制限価格と同額で落札した業者を集計したデータがあるのですが、そこには今回の落札業者はありませんでしたので、今回の結果をもってただちに問題があるとは言えないと考えます。ただし、全てのデータを持ち合わせているわけではないので、担当課において、過去のデータと併せて、継続して注視していくのが望ましいと思います。

(担当課 2) はい、分かりました。

(委員長) 事業者サイドで最低制限価格を算出することが可能ということで、それを算出して最低制限価格で入札するというのは、受注意欲が非常に高かったということになると思います。こういった最低制限価格と同額で受注がされる案件というのは、御課では散見されるのでしょうか。時期や案件にもよるとは思いますが。

(担当課 2) 私が把握する限りでは珍しいケースではあります。

(委員長) 分かりました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

3. 令和3年度 避難所用簡易ベッド購入（危機管理課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) 災害時等に向けたベッドの購入ということで、非常に重要な案件だと思います。資料を見ていると、1回目が不落になった後、2回目は金抜き設計書自体は全く同じだけど予定価格が変わっているようです。このあたりの経緯をご説明ください。

(担当課 1) 1回目入札時の設計単価として、例示品の販売メーカーのホームページに

記載されている標準の小売価格を採用しております。メーカーには、これが税込み価格であること、また送料が含まれていること、市内の業者が本件で問い合わせた時にも対応いただけるということを確認したうえで、単価を採用し設計しました。2回目については、1回目に応札のあった業者の金額も参考にしながら単価の設定をしております。

(委員 1) 1回目の不落は想定外だったのでしょうか。

(担当課 1) そうですね。メーカーが出している標準小売価格を参考にしていますので、通常であればこの金額で落札されると考えておりました。

(委員 1) 実際には2回目の入札で1回目の入札より応札額が低くなっていますが、このあたりの状況というのは参加者に聞いてみないと分からないでしょうか。

(担当課 1) はい。その通りです。

(委員 1) 感想になってしまうのですが、こうした緊急性があって比較的単純な案件については、不落・不調を避けて速やかに契約できるといいのかなと思いました。私からは以上です。

(委員長) 今のご説明で、メーカーの標榜している標準小売価格で落札ができないという点は、やはり違和感があります。競争が働けばそれよりも低い価格になるのが普通だと思いますが、このようになっている理由、例えば輸送費が予想外にかかるなど、そのあたりの事情は情報収集されたのでしょうか。

(担当課 1) 特に聞き取りをしたわけではないので推測になりますが、メーカーが示している単価はメーカーから直接購入した場合の金額であって、間に別の業者が入る場合、その業者の利益も上乘せされて価格が上がったのかなと考えています。

(委員長) メーカーから直接買えば安く買えたかも知れない、という点は検討されたのでしょうか。

(担当課 1) はい。その場合はメーカーと1者随意契約することになりますが、市内業者育成の観点もございますので、単に金額が安いから1者とするのではなく、市内業者による競争入札を実施したところ です。

(委員長) 分かりました。

(委員 2) 最終的に納入される物品というのは、このメーカーの商品ということでしょうか。

(担当課 1) はい。仕様では「同等品以上可」としていましたが、最終的に納品された

耕作条件改善工事（新田その1-2）（農地整備課）

のは例示していた製品でした。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

4. 耕作条件改善工事（新田その1-2）（農地整備課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) 本件は最低制限価格と同額での落札となっており、さらに開札結果表によると、9 者のうち 7 者が最低制限価格と同額での入札ということになっています。このような結果になった理由は把握されていますでしょうか。

(担当課 1) 本件は予定価格が約 1 億円となっていますが、工事の大部分を占めるコンクリート畦畔工事は標準断面で施工するもので、内容としましては比較的シンプルな工事となっています。シンプルで積算しやすいことが、金額が似通ってくる一つの原因ではないかと思います。次に、入札にあたって工種区分や経費についてどう積算しているかという質問が業者からあり、それに対してほ場整備工事の工種区分で積算していること、経費についてもほ場整備工事で経費を計上していることを各業者に回答しております。各業者はそれに基づいて積算することができた、というのが 2 点目の理由と考えます。3 点目ですが、最低制限価格の算定式は市のホームページで公開されていますので、業者が最低制限価格付近の金額を出すというのも可能ではないのかと推察されます。

(委員 1) まず 1 点目の工事の積算ですが、シンプルで非常に計算しやすいということでしょうか。

(担当課 1) はい。その通りです。

(委員 1) 2 点目に積算に関する質問があったということですが、それは特定の業者から質問があったのか、特定の業者から質問があったとして回答については入札参加者全者に回答したのか、といった点について教えていただけますか。

(担当課 2) 質問については 1 者からでした。回答につきましては、入札参加者全てにファックスを送っております。

(委員 1) 9 者中 7 者が最低制限価格と同額で入札しているということで、こういったことは過去にもありましたでしょうか。

(担当課 2) 今回が 1-2 工区工事で、昨年度に 1-1 工区工事を実施しておりますが、こちらも同様に数者が最低制限価格と同額だったかと思います。

耕作条件改善工事（新田その1－2）（農地整備課）

- (委員 1) そのあたりについて、課の方で何か対策というか、検討したことはあるでしょうか。
- (担当課 2) 本件は歩掛が公表されている工事内容です。目的物についても、コンクリート畦畔工事ということで、土工事、コンクリート工事、型枠工事、といったこの内容でないと目的物を納品できないため、そのまま施工させてもらっています。また、補助事業でありこの内容で採択を受けておりますので、これを変えるのは難しいのかなと思います。
- (委員 1) 土工事ではある程度やむを得ない結果である、とお聞きしてよろしいでしょうか。
- (担当課 2) はい、そうなると思います。
- (委員 2) 積算に関しては、補助事業の関係もあって柔軟には設定できないのが実情である、という趣旨と理解しました。御課では、全事業のうち補助事業がどのくらいの割合を占めているのでしょうか。
- (担当課 3) 農地整備課では主にほ場整備、今回のようなコンクリート畦畔工事、ため池整備工事、農業災害復旧工事などを行っていますが、そのほとんどが補助事業で成り立っております。
- (委員 2) 前提の確認となりますが、補助事業というのは国の補助ということでしょうか。
- (担当課 3) はい。その通りです。
- (委員 2) 国へは予算なり設計なりを提出しており、その内容に沿って入札の価格設定を行わざるを得ないため、業者の方もその設定価格を読みやすい状況になっているということでしょうか。
- (担当課 3) 先ほども説明がありましたが、本工事は非常にシンプルな設計で、細かな諸条件も明示しておりますので、どの業者も市と同じ積算ができるというような認識をしております。これが、ため池工事や災害復旧工事であれば、平地であったり高低差があったりといった色々な現場条件もあり、業者毎に施工しにくさに対する考え方を反映させてくるので、市の積算に対してバラつきが出たりします。
- (委員 2) この結果だけ見ますと、本件は行政の設定価格の読み合いになってしまっており、競争入札の実効性に乏しいのではと感じました。本来は企業努力によって積み上げた価格で競り合うはずが、それを阻害してしまっているという見方もできます。補助事業であっても、競争を活性化するための方

三原川堤防線舗装修繕工事（建設課）

策はないものでしょうか。例えば、積算価格に補正率を掛けて最低制限価格を下げる、といった方策をとるのは問題があるのでしょうか。

(事務局 1) 先ほどご質問いただいた内容についてはランダム係数という制度がありまして、最低制限価格を算出した後に特定の率を乗じるというもので、この制度を採用している自治体もあります。南あわじ市では過去に実施していたこともあります。市内業者の特例として最低制限価格にランダムな率を乗じて上乗せして落札率を上げる、というもので先ほどの趣旨とは違っています。積算については積み上げていけば価格はある程度推測できるものですが、公表されているものを利用する以外にも、市に対して情報公開請求をして積算能力を上げていった業者もおられると思います。そうした努力をして積算能力を上げていった業者を排除してしまう、ということになりかねないので、ランダム係数の採用については慎重に考えていく必要があると考えます。

(委員 2) 積算方法を変更しないと同じような現象が続くことも予想されますが、そこはくじによって公平性が担保されているという考え方もできます。御市の考え方は理解できました。

(委員長) 私もこれまでの質問で十分です。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

5. 三原川堤防線舗装修繕工事（建設課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) よくあるアスファルトの撤去・舗装の工事かとお見受けしますが、1 回目の入札で不調になった原因は把握していますでしょうか。

(担当課 1) 1 回目の不調になった原因ですが、アスファルト舗装の面積が小規模であったということで、業者からは採算が合わないということを経由とした辞退がございました。そこで数量が小規模であることから、小規模舗装の単価を一部採用して設計を修正し、2 回目の入札で落札に至っております。このことから、数量が小規模であったのに、単価については通常の単価を採用していたのが、1 回目に不調となった原因であると考えます。

(委員 1) 1 回目と 2 回目の設計書を見ると若干数字が変わっているところがあるのですが、工事の全体の施工面積数とかは変わっていないで、厚さが変わったりしたのでしょうか。

三原川堤防線舗装修繕工事（建設課）

- (担当課 2) 厚みとかではなくて、施工方法を変えております。今回点在している小規模な 3 箇所の工事となりますが、一番小さい部分だと 2m 四方程度の小さなものです。この場合、機械施工では馴染まないため、人力施工で実施するといったような施工方法の見直しをしたということになります。
- (委員 1) 面積とかは変わらなくて、単価を変更したということですか。
- (担当課 2) 施工方法の変更に伴って単価が変わっている、ということになります。一般的に、車道アスファルトの場合はアスファルトフィニッシャー等の大型の機械を使うのですが、2m 四方程度であれば人力で舗装版を取って再度打ち直すという工事になり、単価的には高くなります。このように、機械が施工をしづらい部分を加味したのが 2 回目の結果です。
- (委員 1) 1 回目の段階で、2 回目のような設計ができなかった理由は何かありますでしょうか。
- (担当課 1) この三原川堤防線につきましては、市役所の前の道で通行料が多く、急に舗装が下がってきました。緊急を要する中で積算した結果、当初の設計の中でそこまで見込んでなかったというのが原因です。
- (委員 1) 最初から 2 回目のような設計も可能だったのでは、という振り返りもされたのでしょうか。
- (担当課 2) はい。こちらとしてもやはりそこは反省材料であり、十分に吟味して設計・施工する必要があったかと思います。
- (委員 1) その時々判断について、その時はベストと想着いても、後から検証したら反省点やより良い方法が見つかる、というのはどうしてもあることなので、この経験を今後生かしていただきたいと思います。私からは以上です。
- (委員 2) 先ほどの説明の中で、緊急を要する工事だということでした。1 回目の開札で不調となった後、積算し直して 2 回目の開札をするまでが約 3 週間程度と短いので、緊急性は相当高かったと推測されます。道路の傷みが激しくなったとか、何らかの追加工事が発生するといったような新たな問題は生じませんでしたか。
- (担当課 2) 1 回目の時点で場所によっては舗装が 5cm 程度くぼんでおりましたが、2 回目の入札までの間では、さらなる沈下というのはほとんど見受けられませんでした。しかし、特に二輪車ですと事故が起こりうる可能性が十分ある状況でしたので、すぐさま積算内容を見直しまして、再度発注したとこ

固定資産評価業務（税務課）

ろです。

(委員 2) 分かりました。以上です。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

6. 固定資産評価業務（税務課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員 1) 固定資産の評価業務について、いくつか方式があるのでしょうか、いずれについてもおそらく汎用性は高いものだと思います。その中で今回の相手と契約する理由は、過去のデータを持っているという点が一番のメリットになっているのでしょうか。

(担当課 1) 過去のデータというよりも、評価方法の特殊性というところになります。宅地の評価については、「市街地」の評価と「その他の宅地」の評価があります。「市街地宅地評価法」については路線価方式を採用しており、これはどの自治体であってもほとんど同じです。「その他の宅地評価法」については南あわじ市では街路方式を採用していますが、これについては自治体によってばらつきがあります。一番多いのは標準地比準方式といって、ある程度似たエリア毎にその中で標準の宅地を定め、その標準地と直接比較して価格を決めるものです。一方、南あわじ市で採用している街路方式については、路線価方式に近いような形で街路の評価点をつけておき、評価する土地の前の街路と標準宅地前の街路の評価点差を考慮して、それを補正值として反映させる方法となります。標準地比準方式では比較する条件が間口と奥行くらいしかないのので差が付きにくいですが、街路の評価が入ると差がつきやすくなります。南あわじ市につきましては農村地域ですので「市街地」よりも「その他の宅地」が多く、「その他の宅地」の評価の差がつきやすいこの方式が適切ではないかと考えており、この評価方法の特殊性が一番の理由です。

(委員 1) 街路方式というのは、今回の業者でしかできない方式なのでしょうか。

(担当課 1) 今回の業者以外にできないとまでは言えないのですが、採用事例が少なく、かつ兵庫県下では本業者が4割ぐらい占めていたと思います。県下では、本業者くらいしかないのではと認識しております。

(委員 1) おそらくですが、評価方法自体には汎用性があるものだと思いますので、方法を指定すればどの業者も指定方法でできるのではと考えます。そうで

あれば、1 者随意契約するのに評価方法だけを理由とするのは難しい気がします。それもあって、先ほど過去のデータの引き継ぎが理由になっているのかという質問をさせていただいたのですが、そういうことはないのでしょうか。

(担当課 1) 随意契約理由書で複数の理由を挙げさせていただいていますが、当然過去のデータのことも理由としてはあります。データは全てシステムの中に業者独自のフォーマットで取り込まれておりますので、それを取り出すのも本業者しかできず、他の業者が実施する場合は変換等の別途費用が大きくかかる、という点についても重視しております。

(委員 1) 契約金額も大きい案件であるし、やり方は違うものの固定資産の評価はどこの業者でもできるものと考えます。また、兵庫県で 4 割占めるということでそこまで特殊ではないのかも知れませんが、特殊な方式を使えば使うほど訴訟のリスクは高まるということもあります。色々な事情を含めてそう判断されたということは理解できるのですが、やはり入札の公平性という点からは、もう少し何か方法がないのかなと個人的には思います。

(担当課 1) 補足訂正です。本業者が兵庫県下で大体 4 割占めているのですが、その全てで街路方式を使っているわけではありません。この中で数市町しか街路方式は使われておらず、兵庫県下で 4 割あるような方式ではないです。

(委員 1) 方式はともかく、本業者が兵庫県の 4 割ぐらいの固定資産評価業務を受注しているということですね。

(担当課 1) はい。その中で街路方式となるとものすごく少なく、兵庫県下でも珍しい方式だということです。

(委員 1) その珍しい方式使うことによって、訴訟のリスクはどうなるのでしょうか。

(担当課 1) 訴訟のリスクについてですが、随意契約理由書に記載していた他自治体での訴訟の原因は、固定資産路線評価額と相続路線評価額との違いによるものでした。その時に比較の対象となるのは、街路ではなく路線価の評価になってきますので、街路方式はそれほど問題になってこないかなと思います。また、その他の宅地においては、税務署が相続税の倍率表を作成する際に、その地区の標準宅地を参考にするため、街路の評価自体は相続税路線価の比較に関係ありません。

(委員 1) 担当課の認識としては、路線価評価が紛争の根拠になるので、それよりもっと実態を反映した街路方式をとれば、訴訟のリスクは低くなるという

固定資産評価業務（税務課）

ことでしょうか。

(担当課 1) 説明が分かりにくくて申し訳ありません。相続税路線価について、税務署は市の固定資産税の評価を参考にしているのですが、その時に路線価地域は路線価を、その他の地域については標準宅地を参考にしています。この標準宅地については、街路方式での補正が反映される前のものです。よって、相続税路線価との比較による訴訟で街路の評価は関係ないため、評価方法の特殊性が問題に上がることはないと思っています。

(委員 1) おそらく前提が違うのかも知れませんが、訴訟では「評価が違うのではないか」「実態を反映していないのではないか」、という点が問題になるのが普通だと思います。実態を反映していないという時の基準として、路線価方式をとっている場合は、相続時の路線価とそうじゃない時の路線価を比較することになると思います。これが街路方式をとっているからといって、実態を反映していないとして訴訟になるリスクが軽減されるとは思わないのですが、その点はいかがでしょうか。

(担当課 2) 南あわじ市においてこの街路方式というメジャーではない方法をとっているという点について、この方法そのものは非常に精度の高い手法であって、合併してからはずっとこの方法を採用していますが、評価方法について特に指摘や意見は今のところはないという状況です。

(委員 1) そうすると、街路方式については実態により合っている方式ということでしょうか。

(担当課 2) 精度が高い方式だと認識しております。

(委員 1) 精度が高いということを前提に、街路方式というやり方ができるのは本業者だけなののでしょうか。

(担当課 2) 現在の南あわじ市のシステムに合わせたやり方で評価業務をするのであれば、本業者だけになってしまいます。仮に別の業者がやろうとすれば、今の南あわじ市の課税システムに合わせるために、かなりの費用や調整作業が必要になります。そうしたこともあり、本業者については業務内容を熟知していて信頼度も高く、本業務に関して精通している唯一の業者であるとして1者随意契約をしております。

(委員 1) そういたしますと、随意契約の理由として色々ありましたが、やはりシステム上の問題ということでしょうか。

(担当課 2) はい。精度自体も高く信用できるなど細かいところは色々ありますが、そ

の点が一番大きな要因であります。

(委員 1) システムを変更するというのは非常に労力と費用がかかることかと思いますが、仮にシステムを1からやり直す時は、改めて公平なルールに則って選定することになるでしょうか。

(担当課 1) 仮定の話ではありますが、そうなった時はシステムについては当然として、評価方法も含めた全てを提案するプロポーザル審査を開催させてもらいたいと思っております。

(委員 1) 私からは以上です。

(委員 2) 「その他の宅地評価法」に関するご説明がありましたが、その他の宅地というのは、路線価の付いていないような、いわゆる相続税で倍率方式を取らざるをえない宅地のことを指していますでしょうか。地域によっては、国道や県道沿いは路線価が付いていますが、路線価が付いていない奥地に入った土地は、固定資産税評価額をもって評価します。今回「その他の宅地」という文言が使われていますが、その中には無道路地や細い道路に面しているような土地を指すという認識でよいでしょうか。具体的にどういった宅地のことを指すのか、ご説明をお願いします。

(担当課 1) 路線価の付いていないところ、という認識で問題ありません。

(委員 2) 分かりました。先ほどの回答の中で、現業者のシステムが信用できるという内容でしたが、この信用できるという点の理由をお聞かせ願えますか。不動産鑑定士による鑑定や売買実績に基づく評価を1個1個の土地に適用するのは不可能ですから、簡便的な評価方式を採用するとして、現業者の評価方式が御市にとって最良で信用できると判断された根拠理由について教えてください。

(担当課 1) 信用できる理由ということですが、この方式で10年以上実施してきて大きな問題が起きていない、という点で信用できると考えております。

(委員 2) 例えば北播磨のような訴訟が起こっていないことが根拠、という理解でよろしいでしょうか。

(担当課 1) 大小色々な苦情もありますが、その中で評価方法そのものについて大きな批判があったり問題になったりということはございません。

(委員 2) 大きな問題の最たるものというのは訴訟だと思うのですが、そうした訴訟は近隣、または全国的にどの程度の頻度で起こっているもののでしょうか。もともと少ないのか、それとも割と頻発しているが南あわじ市では皆無な

のか、情報があれば教えてください。

(担当課 1) 北播磨で訴訟が起こっていることは知っていますが、他市での具体的な件数や頻度は把握できておりません。なお、南あわじ市では、私の把握する限りこれまで訴訟はなかったと思います。

(委員 2) 現状では、他市と比較して相対的に南あわじ市が少ないかどうか、というのは分からないということですね。訴訟といった大きな問題がもともとそんなに起こっていないのであれば、南あわじ市で大きな問題が起きていないということをもって本業者を選定するメリットである、というのは少し根拠に弱いとも考えられるためお聞きしました。そうした他市の状況は詳細には把握されていないということですね。

(担当課 1) 申し訳ございません。訴訟リスクの軽減を随意契約理由として挙げていましたが、具体的に発生頻度の比較はできていませんでした。北播磨で訴訟が起こっているということを知って、こちらにも波及するのではないかと懸念から挙げさせていただきました。

(委員 2) 更新時の価格交渉はどのようにされているのでしょうか。

(担当課 1) 設計するにあたって参考見積をいただいています。その中で、労務単価は年々上がる傾向にあります。委託料の上昇幅は抑えてもらえるよう、交渉したりしています。

(委員 2) この契約は何年スパンで、契約し直されているのでしょうか。

(担当課 1) 3年スパンです。

(委員 2) その際の契約金額の推移はどのような状況でしょうか。

(担当課 1) 労務単価が上がってきておりますので、それに伴って契約金額も上がっております。

(委員 2) 先ほどの説明で、他の業者に変更になると過去のデータまで洗い直す必要がある、と受け取ったのですが、その理解でよろしいですか。

(担当課 1) 評価替えをしていく中で過去からの流れがあるため、システムを変えたから過去のデータはもう要らないというわけにはいきません。システムにデータを取り込んでもらうとか、何らかの方法で過去のデータも残すような形で業務を発注することになると思います。

(委員 2) 今お伺いした範囲では、他業者へ変更する際のスイッチングコストには多大な費用発生が見込まれるということであったと思います。我々の業界でも会計システムを変更するということはあることでして、その際に

過去のデータを修正するという作業はそれなりのコストはかかりますが、数日で終わるような作業でもあります。例えば、表計算ソフトを使用すれば、数万行列のデータ処理であってもパソコン上でできるものですから、それなりに時間はかかるとは言え、そこまでの事務コストはかかりません。それも踏まえて、過去データのコンバート作業にどれだけのコストが発生するかというのを具体的に教えていただけますか。

(担当課 1) 現在のシステムからデータを取り出して変換する場合といったことは現業者しかできません。あくまで概算にはなりますが、変換作業を委託した場合、その費用が 2500 万円以上必要になるだろうということを聞いております。

(委員 2) その概算見積は、現在の業者からのみの情報でしょうか。

(担当課 1) はい。そうです。データは現業者のシステムのフォーマットであり他社では変換ができませんので、現業者にしか聞いておりません。

(委員 2) データのコンバートについて、会計ソフトも互換性がないのですぐにはコンバートできないのですが、日付であったり金額であったりという色々な要素・配列を組み替えると、A 社のソフトのデータから B 社のソフトのデータへ変換することは可能です。要するに、現行のソフトからある一定のフォーマットでアウトプットできれば、異なるソフトのデータへと加工することは可能になっています。汎用性のあるフォーマットへ数値なり文字なりをアウトプットすることができれば、違う業者のソフトにコンバートするのは数千万円もかかるような作業ではないと思います。そうしたアウトプットができないかどうかも含めて説明していただけますか。

(担当課 2) 技術的にアウトプットができないことはないと思います。ただし、南あわじ市として合併した時に旧 4 町の税データを 1 つにまとめたわけですが、それまでに相当な調整を重ねていたにもかかわらず、予期しないエラーや思いがけない変換トラブルが多くありました。保有する固定資産のデータについては土地だけでも 20 万筆、建物で 5 万件以上とかなり大きなボリュームです。現在は同じ業者で安定的に運用できていますが、それを他の業者で適切に課税できるように入れ替えるとなれば、技術的に不可能ではないとしても相当なお金もかかるしリスクも伴うというように考えております。

(委員 2) 先ほどの説明をお聞きしますと、どの市も一旦採用した評価方法・評価シ

ステムはなかなかに変更できない状況にあると推測されます。他市の状況として、途中で変更したような話はお聞きになったことはありませんか。

(担当課 2) 途中で変わったというのはあまり聞いたことがありません。

(委員 2) 分かりました。現実的には、現在の評価方法・評価システムを採用し続けるという状況が、今後も続いていくということでしょうか。

(担当課 2) やはり、安定的な業務運営を考えた時には、今のやり方を続けるのが一番良いのかなと考えております。

(委員 2) 変更した場合のコストや業務上の安定性の点について、現在の業者からの情報提供だけではなく、他社の意見も参考までにお聞きになるといいのではないかと考えます。スイッチングコストが果たしてそれだけかかるのか、仮に移行するとしてシステムダウンやシステムエラーのような重大な不備が発生するのかなど、他社の見解も同じとは限らないため、そうしたことも検討する余地はあるのではと考えます。私からは以上です。

(委員長) これまでのやりとりをお伺いして、現業者でやっていくことの必要性は多々あるということですが、存続ありきで考えていくと費用の面で不適切になることもあります。現在のやり方を変更するのに多くの費用がかかるとしても、現在も何らかの形で相対的に割高になってないか、ということですね。場合によっては変更もあり得るので費用軽減に努める、という意識を業者に持っていただくことも必要だと思います。予定価格も現業者からの見積を基に作られているのですか。

(担当課 1) 現業者から参考でいただいた見積を基にしています。

(委員長) 競争にさらされないので相対的に高くなっているということも考えられますから、何かの形でコストが妥当であるという検証をできればいいと思うのですがいかがでしょうか。

(担当課 1) 他の業者にも参考で見積を取るよう考えます。

(委員長) どういう方法が良いのかをただちに決めるのは難しいですが、費用の妥当性を検証していくことは必要であると思いますので、ご検討よろしくお願ひします。

(委員 1) 業務内容として異動更新や路線価図作成などありますが、いずれもこれまで現システムに蓄積してきた過去のデータが必要となる業務である、ということでしょうか。

(担当課 1) その通りです。

令和3年度 南あわじ市産業廃棄物最終処分場水質検査業務（環境課）

- (委員 1) それを変更するのに非常に費用がかかるということですね。
- (担当課 1) そのように認識しています。
- (委員 1) 当然市民の税金を使っているので、他の業者の見積を取ることも踏まえて、色々長期的な視点で考えてみてもいいのかなと思います。
- (委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

7. 令和3年度 南あわじ市産業廃棄物最終処分場水質検査業務（環境課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

- (委員 1) 結果として落札率が 29.76%ということで、予定価格から見ると非常に開きがありますが、この具体的な理由はわかりますでしょうか。
- (担当課 1) 予定価格を決めるにあたって公共単価で積算しておりますが、検査の金額については公表されていますので設計は問題ないと思います。今回落札された業者については、淡路島内で水質検査を多数受注している業者となります。本業務は年に 2 回こちらに来ていただき、水を採取して検査するという業務もありますが、島内の別案件とまとめて水を採取することで旅費等のコストが削減可能であるため、今回の落札金額になったと認識しております。
- (委員 1) 入札金額を見ても業者間の開きが大きく、水の分析・検査ということで単価があってないようなものなのか、公共単価が現実と乖離しているとも思える入札結果になっています。仮に最低制限価格が設けられていたらこういう結果には当然ならないと思いますが、そのあたりについて検証したことありますでしょうか。
- (担当課 1) 実際そのあたりの検証はしていないのですが、本業者の発注から完了までに伴う業務や成果としては、何ら問題は起きていません。こうした業務を行っている業者には、検査するキットを自社で持っている者もあれば、持っていないので外注する者もあります。今回の業者に関してはほぼ自社でできると伺っておりますので、外注があまりない点も経費の削減にも繋がっているというふうに認識しております。
- (委員 1) 結果として内容や成果に問題がなければ、非常に成功した入札であるとも言えます。ただし、予定価格との差については検証してもいいのかなと思いました。私からは以上です。
- (委員 2) この業務は毎年のことでしょうか、それとも何年かに 1 回という業務でし

ようか。

(担当課 1) この業務に関しては法律の中で定められています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第2項、及び同法施行規則第12条の6第8項の規定に基づき、毎月のBOD検査と年に2回の30項目検査を実施しております。

(委員 2) 本業者との契約期間は1年単位で、来年になればまた違う業者も交えて入札するということでしょうか。

(担当課 1) はいその通りです。前回の受注業者を軸として、場合によってそれ以外の業者については見直しをしながら、1年毎に入札を行っています。

(委員 2) 今回の業者と契約が開始されたのは何年ぐらい前になるのでしょうか。この価格水準ですとおそらく本業者一択という実情と思うのですが、大体の年数が分かれば教えてください。

(担当課 2) 確かな年数は分かりませんが、私を知る限り平成25年度以降は本業者に業務委託している状況になっております。

(委員 2) この落札金額というのはすごく経済的合理性があると言えますが、反面検査の品質がどうなのかという疑問は残ります。金額が安いからといって、それに伴い検査精度が悪いと問題です。本業者が受注する前の業者の検査結果と数値の乖離がないか見ることで、そのあたりを検証することができると考えますがいかがでしょうか。

(担当課 2) そうした検証はしたことがありませんでした。ただ、対象となる処分場は安定型の処分場となり、水質的には非常に安定した状況であります。なおかつ測定結果については証明書をつけたうえで結果が出ていますので、品質も問題ないものと考えております。

(委員 2) 証明書とおっしゃいましたが、入札ではそうした証明書を発行できる業者を指名しているのでしょうか。

(担当課 2) はい、計量証明書を出せる業者を選定しております。

(委員 2) 証明書を出せるという点ですが、国や行政が認定した資格に基づいて発行するのか、それとも民間の組合や公益法人が認可した資格に基づいて発行するのか教えていただけますか。

(担当課 2) ダイオキシンの計量証明でしたら、MLAPという制度で国の認定となります。今回のような水質に関する測量証明は国ではなかったと記憶しているのですが、どこがというのは今情報として持っていません。申し訳ござ

南あわじ市新火葬場火葬炉設備工事に係る契約について

いません。

(委員 2) いずれにしましても、設立したばかりの営利法人が発行できるような証明書ではない、という理解でよろしいでしょうか。

(担当課 2) はい。そのように認識しております。また、本業者につきましても、南あわじ市のし尿処理場など処分場関係で広く実績を持っている事業者であり、信用性という点について問題ないものと考えております。

(委員長) 先ほど公共単価で積算されているという話でしたが、こうした検査の予定価格を設定する際、検体を運ぶ費用はどのように設計されたのでしょうか。

(担当課 1) 旅費の計算について、ガソリン代は公共単価がありますし、今回島外から来ていただくのを想定していますので、高速代等は歩掛を作成して設計に盛り込んでいます。

(委員長) どこまで運ぶ前提で計算されているのでしょうか。

(担当課 1) 県庁所在地から採取地までの距離で設計しています。

(委員長) 本件の設計は公共単価で計算ができるようなものばかりでしょうか。それとも業者見積も入っているのでしょうか。

(担当課 1) 今回は公共単価のみで計算しております。

(委員長) 分かりました。他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

3 その他

1. 南あわじ市新火葬場火葬炉設備工事に係る契約について

令和3年7月に着工した南あわじ市新火葬場火葬炉設備工事について、指名型プロポーザルにより、随意契約の相手方となる施工予定業者を選定してから契約締結に至るまで5年以上が経過していることに関し、その随意契約の妥当性について、入札監視委員の意見を聴取した。

○事務局より経緯の報告

- ・火葬場の火葬炉は、構造基準や設備基準が定められておらず、火葬炉メーカーによって燃焼炉の構造(形状や大きさなど)が異なるため、新火葬場建設にあたり、火葬炉の形(炉メーカー)が決まらなければ、火葬場本体の設計ができない。
- ・平成27年度に指名型プロポーザルを実施し、火葬炉設備施工予定業者(以下「施工予定業者」)を新火葬場本体工事(以下「本体工事」)の実施設計業務発注に先行して選定

した。(本体工事の実施設計業者については、平成 28 年度に公募型プロポーザルにより選定。)

・本体工事の実施設計段階において、この施工予定業者からの協力を得ながら火葬炉の仕様を基本・実施設計に反映し、本体工事と同タイミングの平成 29 年度から平成 31 年度に火葬炉設備工事の工事請負契約を締結する予定としていた。

・平成 29 年度に本体工事の設計が完了し、平成 30 年度から新火葬場建設事業に着手しようとしたところ、地元協議が難航したため、同事業は令和 2 年 8 月まで停滞することになった。

・事業再開後、令和 3 年度に本体工事の入札を執行することが決定したため、同タイミングで火葬炉設備工事の工事請負契約締結の準備を進め、本体工事と同日の令和 3 年 7 月 16 日に契約を締結した。

・火葬炉設備整備工事については、指名型プロポーザルにより、施工予定業者が決定してから随意契約による工事請負契約締結まで 5 年以上が経過。

・その間、施工予定業者と市は毎年、本体工事の設計協力に係る確約書を締結し、実施設計業務等の火葬場本体の計画に対する協力を得てきた。

・この随意契約について、外部からは 5 年を超える確約書の有効性や、随意契約の妥当性を問題視する意見もある。

・確約書は、提案のあった火葬炉に基づく施設建設のための設計への協力を求めたのであり、確約書をもって地方自治法施行令に規定する随意契約の理由としたものではない。

・通常、プロポーザルにより随意契約の相手方が決定した場合、速やかに随意契約の手続きに移行するものであるため、本件のように 5 年以上前のプロポーザルにより選定した相手方との随意契約の妥当性については、対外的に説明できなければならない。

(妥当性に関しての考え)

①火葬炉はメーカーにより燃焼炉の構造が異なることを考慮し、基本・実施設計などに仕様を反映させるため、本体工事の実施設計作成に先行して施工予定業者を選定する必要があること。

②平成 27 年度の指名型プロポーザルで選定された施工予定業者の火葬炉に合わせた仕様により、本体工事の実施設計を作成していることから、施工予定業者を変更することは、本体工事の計画自体を見直さなければならないこと。

③平成 30 年度に地元協議が難航し、結果的には令和 2 年度まで事業がストップしたが、その間、地元協議を進めていく中で、いつでも事業を再開できる体制を整えておく必要

があったこと。このため、施工予定業者の選定し直しなど、検討の余地はなかったこと。

(委員 1) まず、これが法的に問題であるようには全く思わないです。ただどう説明するかはしっかり整理する必要があると考えます。プロポーザルで選定した業者と随意契約をする期間に、法令上の定めはあるのでしょうか。

(事務局 1) プロポーザルで最優秀提案者が決定した後、その相手方と仕様について協議したうえで随意契約の手続きに移行する、という流れになります。他自治体の要領やガイドラインで「すみやかに」とされている例はありますが、何日以内とか何ヶ月以内とか、そういう法的な決まりはなかったと思います。

(委員 1) 今回のプロポーザルで選定した業者と随意契約を結ぶための前提条件として、建屋について整っていないといけないということがあるわけですね。建屋の建築について実質的に契約ができることを停止条件とする契約義務が双方にあると考えれば、建屋の準備が整って条件が達成されたので設備工事の契約締結をしましょう、という流れは法的には何ら問題ないです。そもそも法律以前の問題として、順番的にまず炉を決めないとどんな建屋が必要か分からないので順番としてはこれしかないし、火葬場の建屋を作るには当然地元との調整も内包されているリスクであると思います。このプロポーザルによる選定業者と随意契約をする前提条件としてそれらが全て整ってからということがあると思うので、選定から随意契約までの期間に法律上の縛りがないのであれば特に問題はないと私は考えます。

(委員長) 私も経緯を聞いて、特段問題はないと思いました。こうしたものは短い期間であまり状況が変化することはないような印象がありますが、5年経っているというところでもし気にする点があるとしたら、見直さざるを得ないような大きな技術革新等の事情があったかどうかですね。特にそういうものがなければ、この流れに問題がないと思います。

(委員 2) 私は経済合理性の観点から考えましたが、5年前の選定結果を見直すことによって発生する事務コスト等々考えると、さらにコストが増大するように推察します。実際には検証してみないと分かりませんが、経済性を理由としてこの確約書に則って契約することには何ら問題はないと思います。なお、この新たな契約金額は、5年前の時点から資材高騰等の影響を受け、

南あわじ市新火葬場火葬炉設備工事に係る契約について

見直しをされた金額でしょうか。

(事務局 1) 5年前のプロポーザル時に見積金額も含めて提案してもらっていますが、5年も経っていますので、物価の上昇や基準の改正により価格は上がっております。

(担当 2) プロポーザル実施するにあたりまして、限度額を設定する必要があります。5年前にプロポーザルを実施した時は、コンサル業者が市場価格を調査し1炉あたり約4000万円、当市では5炉の計画だったので限度額を2億円と設定していました。そこから5年以上経過しており、市場価格が上がっているという情報は入手しておりましたので、再度市場価格調査を独自に実施し、限度額を1炉当たり5078万7000円、5炉で2億5390万円を限度額としました。つまり、限度額ベースで5390万円上がっていることとなります。この要因としては物価・人件費の上昇、使用材料に係る法改正などが主であると認識しております。

(委員 2) 次に、本体工事の実設計作成に先行して施工予定業者を選定する必要性について、建屋を設計した後にそれに見合った炉を設計・設置できるでしょうか、という反論は考えられないでしょうか。

(委員 1) おそらく、建屋を決めてからだとそもそも炉が入らないという可能性もあるのではないかと。先に建屋を決めてそこに5炉入るかといった時に、うちはその建屋では無理ですということは十分考えられるので、技術的にも炉を先に決める必要があると思っています。そういう理解でいいでしょうか。

(担当 2) はい。今ご指摘いただきましたように、先に火葬炉を決めるというのは他の自治体においても同様のやり方であり、この流れは変えることはできないと思っています。火葬炉というのはユニット化されており、すでにあるスペースに合わせて作っていく、というものではありません。各メーカーによってサイズ等が異なる状態でユニット化されており、そのユニットが建屋に入るかどうかというところが一番問題になります。そこで、まずは火葬炉設備を決定したうえで、それが入る火葬場本体建屋を検討していくというのが、こういった施設では通常のやり方であると認識しております。

(委員 1) 反論として、このあたりに火葬場を建設するということが決まっているのであれば、その地域住民との協議は先にしておくべきじゃないかというの

はあるかも知れませんが、ただし、地域住民からすると、火葬場ができると言われても具体的にどういう火葬場ができるかが分からないままでは良いも悪いもないのではないのでしょうか。そうするとやはり、炉が決まり、建屋が決まり、具体的にこんなものになりますというのがないと地元との最終的な協議が進まないということを考えたら、この順番以外にはないのかなとは思いますが。

(委員 2) 本件に関して、どのような点が特に問題視されているのでしょうか。

(事務局 1) 先ほど話ありましたように、5年間の間に5000万円以上の金額がプラスされている、という点を問題視する声があると認識していました。

(担当 2) 先ほど金額について説明させていただきましたが、あれは限度額の話であって契約額はまた異なります。今回の契約で言うと2億2220万円での契約でした。プロポーザル実施当時も提案の中に参考見積がありました。当時の市場価格調査を基に設定した限度額に対しての比率で言うと、契約時の限度額に対する契約額の率とほぼ同じでした。よって、金額の上昇は物価・材料価格の上昇によるものであり、適正な価格であると担当課としては考えております。

(委員 1) 5000万円の金額上昇がポイントになるとすると、仮にまた1からやるとしたら5000万円が減らせるのかどうか。今の価格で限度額設定してプロポーザルを実施し、今回の業者に決まったとします。そこから建屋はまたという話になったとして、やはり物価上昇等で5000万円は上がると思われ、これを減らせるのかと言ったら減らしようがないような気はします。

(事務局 1) 実際に業者選定の見直しを行うとなった場合は、もう一度火葬炉設備に関してプロポーザル実施しますので、必ずしも同じ業者に決定しないこともあります。そうすると、すでに完了している本体工事の実施設計も初めから見直さないといけなくなり、さらに設計の費用が追加になります。そう考えると、この5年前のプロポーザルの結果をなかったことにするというのは、市にとって時間的にも費用的にもマイナスになるのではと思います。それと、5年前にプロポーザルにより選定された業者と実施設計業務に協力してもらった確約書を交わしている点について、これを「予算措置がないのに契約締結した」と誤解して問題視する声があるのかも知れませんが、この手続きには問題がないと思っています。

(委員 1) もしも、プロポーザル後速やかに「建屋の建築が始まるまで履行できない」

次回開催について

という停止条件のある契約をしていたとすると、むしろ契約の履行義務が市に及んでいたとは思いますが。今回のように、実際の契約締結を建屋建築と合わせる方がいいとは思いますが。

(委員長) 何か手続き上の不備があるのではないかと、という意見があるのかも知れませんが、説明を聞く限りただちに何か問題があるようには思わないですね。費用の点も、先ほどご説明があったように色々な費用が高騰しているのは一般的な話ですから、市場調査から考えて妥当なものであれば、問題だと考えなくてもいいと思います。

(委員 2) この5年間の協力にあたって、なんらかの費用が発生しているのでしょうか。

(担当 2) 費用等については一切発生しておりません。

(委員 2) 無償の協力、事業者のご厚意ということですね。

(委員長) そうなると、もしやり直しとなった場合、損害賠償などの費用補償が発生しますよね。

(委員 1) 本件についてプロポーザルで選定した業者と契約を締結しないとすると、これまで確約書を交わして契約準備段階と言えるので、それを破棄するというのは当然損害賠償の話になってきます。そのことから考えると、やはりこのまま進める方が市にとってはいいのではないかとこのように思われます。

(委員長) 以上のことからすれば、本件工事の締結について特に見直す必要はないと考えます。

(事務局 3) ありがとうございました。それでは本件は以上とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

2. 次回開催について

(事務局 3) 次回は令和3年9月から12月分の案件を対象とし、開催の詳細な日程はまた調整させていただきます。それでは以上をもちまして、令和3年度第2回南あわじ市入札監視委員会を閉じさせていただきます。長時間ありがとうございました。

次回開催について

配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R3.4.1～R3.8.31)
- ② 入札執行状況(R3.4.1～R3.8.31)
- ③ 随意契約一覧表(R3.4.1～R3.8.31)
- ④ 令和3年度 第2回入札監視委員会抽出案件資料